

名古屋市消費生活センター条例

平成28年 3 月29日

名古屋市条例第31号

(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、市民の消費生活の向上を図るため、次のように消費生活センターを設置する。

名称 名古屋市消費生活センター

位置 名古屋市中区栄一丁目23番13号

(事業)

第2条 名古屋市消費生活センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活の向上のための指導及び啓発
- (2) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供
- (3) 消費生活の相談及び苦情処理
- (4) 相談及び苦情に係る事業者の指導
- (5) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導
- (6) その他市長が必要と認める事業

(事務を行う日及び時間の告示)

第3条 市長は、法第8条第2項第1号及び第2号に規定する事務を行う日及び時間を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターに消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。以下同じ。））を置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力の実証を行った結果、適任と認められるときは、当該消費生活相談員を再任用することができる。

2 前項のほか、市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。